K110.82
2a

74
Case 1
Shelf 7

師範學校編輯

小學讀本

東京教育博物館
類 屬 冊 函 行 級
九 一 四 四 教育

明治七年八月改正

文部省刊行

交付
明治九年五月十一日水部省動物植物の養液より
教育博物館

小學讀本卷之三

第一

田中義廉 編輯
那珂通高 校正

萬物生育することを得ば、水の流れ止まり、河水を流れ、沈水、湖水を止水といひ、陸地の四面を環り、中窪なる地より、滯れ

河水とハ山間の谿谷より湧き出でゝ海ふ注ぐをいふ、

此圖ハ林中の湖なり、此水ハ陸地全く四面を圍みたるゆゑよ流れ去ることなし、

今ハ夏日ゆゑや又冬日なりや、木葉の茂りたるを以て、夏日なることを知る、○冬日ハ總て木葉なきゝ○然り多く木葉なし、唯

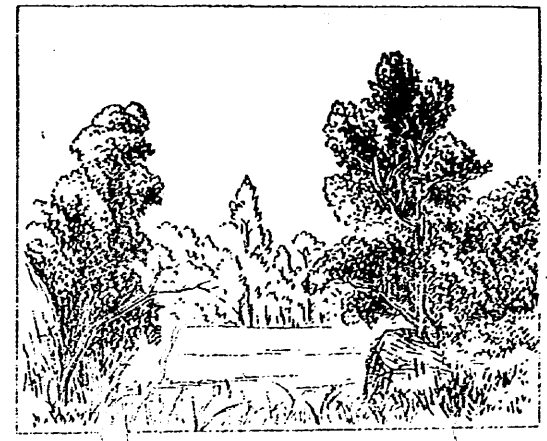

松柏の類のみ葉あり、○野草ハ、冬日ゆゑ生ずるゝ、○否、生ずることなし、

汝ハ、林中ふ鳥あり、又水中ふ魚ありと、思ふや、○必これあらん、唯明ふ見ることを、得ざるのみなり、

林間ふ湛へさる水上よ、數多の水鳥ありて、游泳せり、水鳥ハ、閑靜ふるを好むものゆゑ、其浮べる處ハ、景色甚幽邃なり、

此圖も、亦林中の湖なり、これハ、

前ふ示しさる圖の、湖と同じきも、○然り、同じ湖なれども、我が見る所よ因りて、異まるなり、

今湖上ふ、浮べる舟あり、舟中ふ、多くの人を、載せさり、この人の、携へさる、長きものも、何なりや、これハ、水棹にて、舟を動らし、具なり、○此舟ハ、何れの方へ行くや、こまも、左の方ゑ行くなり、

此舟も、前の舟と、同じきも、

○否、同じからず、此舟ハ、前

の舟より、大ふして、八人を、載せたり、

何如ふして、舟を進むるや、○此中六人ハ、携へさる、櫂を、操りて、舟を進むるなり、○舟ハ、櫂を操りたる人の、何まの方へ、行くぞと、いふふ、其後の方に、行くなり、舟の艫と、舳ゑ居る人も、何を爲るぞと、いふゑ、先の人ハ、水前を測り、後の人も、舵を操れるなり、

第二

此圖も、蜜蜂なり、蜜蜂の、蜜を巣の中ふ、貯ふるを見よ、其勤、實ふ容易ならず、

天地の間に、生を稟けたるものは、蟲さへも、猶かくの如し、況や、人と生れさる者をや、余、汝等に、蜜蜂の、蜜を貯ふる狀を、語るべし、

此蜂には、髪筋の如き舌あり、此舌を、花の中に入れて、蜜を、吸取るなり、

此蜂、夏の際は、旭の昇るを待ちて、巣の中より、飛

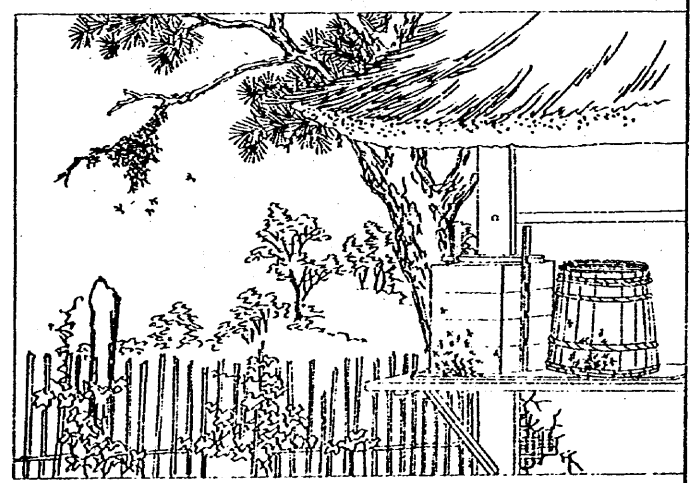

出、種々の花を、尋ねて、其中より、力の及ぶ限りは、蜜を吸取りて、歸る、

其際は、何如なる暑き日にも、怠らず、日々飛去りては、飛回り、夏の永き日を、一刻の時間も、徒に費ゐることなく、蜜を、巣の中に、積置ゆゑに、冬に至りて、一種の花無き時にも、食料に乏しきことなし、

此蜂には、巣毎に、必、秀でゝ、大なる蜂ありて、これを蜂の王といふ、又、蜜奴として、蜜を取らざる蜂、數頭あり、此蜜奴をば、かの能く勤むる蜂どもに、これを、逐出だして、共に巣の中に、棲まざるなり、

汝等も幼時より、日々勉め勵みて、此蜂の恥ぢざるやう、心がくべし、怠惰ふして、其業を勉めざること、此蜜蜂の如くならば、必世間の人ふ、疎きれて、遂ふ、與ふ交るものもなきに至るべし、

第三

人と交るふ、真實を以てして、決して虚言すべからず、○衆人に對して、親切に交り、言ひ、必忠信を、主とする時は、衆人も亦我を愛して、其身も、自幸福を得べし、

汝も、虚言の惡しきことを知りや、○然り、虚言の惡しき事ハ、屢こと、を聞けり、

苟虚言をする時は、人皆汝を棄て、顧ざるべし、此の如くなるときは、何を以てか、身の幸福を得べき、

自其惡しきことを知りて、虚言したる後ハ、汝の心に快きか、○否、快からず、

然らば、汝の心に、惡しきことを、知りたらむ、決して、これを犯すべからず、縱令人の見ざる所にても、常に父母、教師の面前と、思ひて、其行狀を慎むべし、これを、獨を慎むといふなり、

故に善良にして、正直なる兒は、神の助を得て、其身の幸福を享ること、疑無し、

若又誤りて、窓を破り、書を汚し、戸の鍵を失ひ、机上に墨を翻せる時抔とも、父母、教師の前に行き、自其始末を許て、罪を謝もべし、是唯人を欺ざるのみならず、亦自欺ざるなり、

自欺ざらんとを欲

せば、決して虚言をべうらず、只此一事は、到底善人となるべきの道なり、

人と約して、これに背くと、不善の甚しきものなり、必衆人の損害を、免れ得ば、故に、一旦約したる言を、務て正實に行ふべし、苟信を、朋友に失はば、縱令學術に通ずとも、生涯身を立つること、能はざるべし、

惡事も、小なりといへども、忽にすべからず、其一念、漸長ずるときは、是非を明にし、善惡を審にもることと、能はざるに至るものなり、人として、是

非、善惡の心、無き者あらざれば、常に善に就き、惡を去り、是を行ひ、非を拒ぎ、虚言せざ、約束に背かず、其快からんことを求むべし、心まことに快きを、意を誠にすといふ、此の如くなるときは、必衆人の、敬愛を得て、神の助を蒙り、其身に大なる幸福を、享るものなり、

第四

夜將に明けんとする時、雞先づ鳴く、夜既に明くれば、鳥雀鳴く、

汝も、寢所に在りて、雀の鳴くを、聞きしや、此鳥は、

夜明けて後は、眠ることあらざ、人しては、鳥雀に劣るべからず、故に鳥の聲を聞くときは、直に起き出づべし、

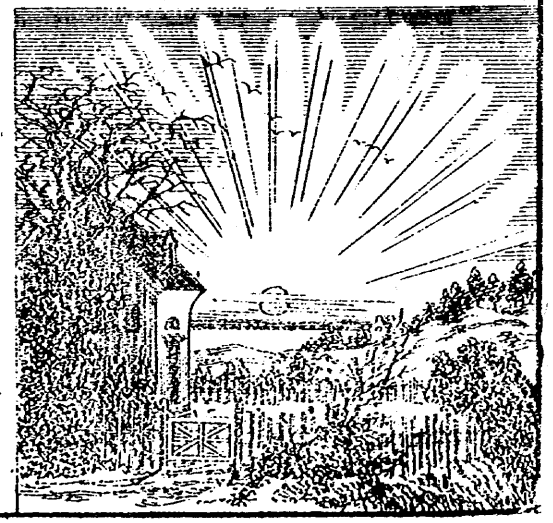

神は、晝間人々に、日光を與へて、其業をなすに、便ならしむ、然るに夜明けて後まで、猶寢所に在るは、神の惠を棄るなり、故に汝等、必夜明けぬれば、直に起き出で、業に就くべし、これ身を立つる

の初なり、

幼稚のものゝ、風ふ起きて、勉強し、無益ふ時を費すことふけまバ、その習、性となり、壯年の後、業を勉むるよも、倦怠の心を、生ずるふとなし、

夫神も、必勤むる人ふ、ならざれむ、妄ふ物を與へバして、勤むまバ、物を與ふるものなまバ、身の勉強ハ、幸福を生む、母なりし知るべし、

されバ人々、能く勉強して、身の幸福を、求むべし、勤むれバ、必功あり、惰まむ、必功なし、今日勉めバとも、明日ありと云ふことなかまと、今年學びずしも、来年ありしいふことなかれ、光陰も矢の如し、一度去りても、復還らず、壯年ふ至りても、一業一事を習ひ得さることもなく、遂ふ貧窮困苦ふ陷るも、皆自招くの禍なり、

第五

二人の童子あり、共ふ野ふ出で、樹陰ふ息へり、ふの地の野草、灌木、茂まるを以て、氣候の、夏なることを知る、

一人も、一卷の書を、開きて、こまを讀ミ、又一人も、坐して、其文を聽くことを、喜ぶふ似さり、我、其聲

を聞かざれども、今其顔色を見て、其心は喜べることを知まり、○何はよりて喜悦の心、顔色は形をろゝや、○微しく笑へる、色あるを以て、其喜悦の心あるを知まり、

人し、口を開かずとも、其笑を含めるハ、心は喜のあるを告ぐるが如し、顔色も、喜怒を、人ハ知らしむる、徴なればなり、

凡喪は喜、怒、哀、樂の情あまバ、如何は、これを隠さんとすれども、顔色の徴ハ、覆ふべからず、

されバ、人は對して、不平の心を、懐うば、親切ハ、遇もべし、何となれバ、もし我心ハ、毫も怒をふくミ、又ハ不平の心あまバ、必顔色は、形ハるゝ者なれバなり、其他、或ハ不幸なるとき、或ハ倦怠せるとき、皆其心を、顔色は形もして、人は知らしめざることなし、

第六

凡世間はある人も、貴きも、賤きも、父母より生ま

れざるハなし、故ニ父母ハ、我身の、出で來し本なるべ、本を忘るまゝきことなり、況てや養育の恩、山よりも高く、海よりも深くして、幼き時より、晝夜、難苦勞して、抱き育てられさるをや、されバ深く其厚恩を思ひて、孝順の心、怠るべからず、子の、父母ニつかへて、孝順なるハ、神より命ずたる、務なるべ、これを忘るべからず、苟不孝の行あれバ、唯ニ人の憎を、受くるのミならず、必神の責を免まさるものなり、

神ハ、我ニ性命をさづけ、又我を守りて、幸福を與ふるものなれども、神ニ代りて、我を養育せしハ、父母なり、されば父母ハ、神と同じく、敬ひ尊び、何事も、逆ふことなきを、孝順といふ、

苟父母の命ニ、逆ふことあれば、神の責を受けて、禍ニ罹るのみならず、父母の誡ニ、己が身の、及ばざる所を、補ひ助くる所ニして、即神明の命ずるを、心得、決して背くべからず、

昔年一人の男子あり、其人となり、溫順ニして、幼稚のときより、兩親ニ、孝行たぐひなきものなりき、其家、固、富めるニハ、あらざれども、貧き人を、憐

み、凡て人と交るふ、信實なるゆゑと、誰いふしなく、此男子を、善人と呼なせり、幼き時ハ、近鄰の家と、僕たりしゞ、夙ふ起きて、一事一業も、怠ることなく、暇あるときハ、手習と、心を盡し、又好みて、讀書、算術を、學びしゆゑ、幾ゞならざるに、利發の人となり、

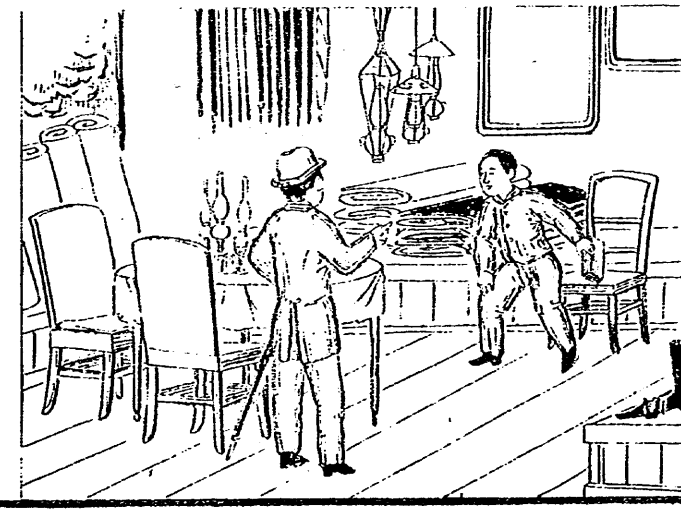

主人より、暇を與ふるときハ、己の隨意と、遊ぶことなく、必我家と歸りて、父母の安否を問ひ、終日膝下と居て、事と從ひ、父母の心を慰ることなを、勤とせり、

主家を出で、後ハ、瑣細なる商をして、渡世せゞ、人々、此男子の、正直なるを知て、其物品を、信ずけるとハ、幾ゞもなく、稍豐なるとり、

其後、父を喪ひて、母のみを、養ひたるゞ、晝夜、怠なく、介抱して、其心と、違ふことなく、假とも、母の厭嫌ふことをなさず、常と善事を好みて、慈愛の心、

禽獸、草木まで、及びけまば、其家、次第に繁榮して、富有の身となれりとぞ、

宜ふり、孝は、萬善の本といへること、此男子等、生涯の正直、慈惠、學びずして、此に至る者、皆孝より、生ぜる所なり、

子の、父母に仕へて、孝順なるべきは、天地自然の道にして、須臾も忘るべからず、然れども、外物の為に、心を奪はれて、其道を失ふ者も、少からざれば、常に其心を守り、自然の道を忘るべからず、

今日、太平の世に生まれて、妻子と與に、鼓腹の樂を、享くること、何の幸ひぞ、これに如うんや、故に宜しく、國法を、遵守して、各其業を勤むべし、凡人の子たるもの、幼時より、親に事ふること、此男子の如くせざれば、あるべからず、

第七

此圖せる所は、田舍の富家なり、其四面には、茂林、花木ありて、宅前の平地には、芝を栽ゑる、好き景色の所あり、

汝ら、この家の圖を、能く見て、其樣を知るべし、

此屋も、數多の棟に、分ちたり、

屋の上に、突き出でたるを、烟筒なり、これは、煖室爐の、烟を出だすために、設たるなり、

見て物を見るときは、何の用たることを、考へ、又其形を、能く記臆をべし、物を見るとても、其用を考へず、又記臆せざる人も、終身事を識ること、能はざるもの

なり、

第八

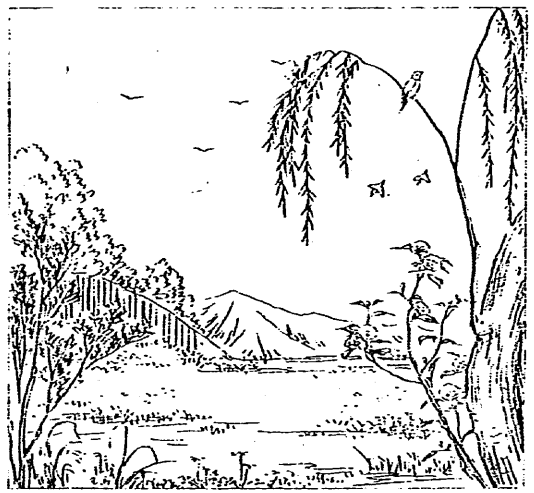

此圖は、春日の景色なり、禽鳥も、晴空に舞ひ、蜂蝶も、芳草に戯れ、樹木も、嫩芽を生じ、草は、新葉を發し、看るとして、緑ならざるはなし、總て天生の物も、春に至れば、美しき衣裳を、著くるが如し、

人の少年も、一生中の、春時なれば、才能の種子を、蒔くときなり、

少年の時も、精神も、充滿し、年數も、未遠けまず、勉學びて、生涯の安樂を、冀望べし、

少年の時も、勉學ばざるものも、一年の春時ふ、種子を蒔ざると、同じく、生涯智識を開くことなし、

斯ろ少年等も、縱令富貴の家ふ、生まるとも、遂ふ、必貧窮とならん、

今世上ふ、富貴ある人と、貧賤なる人とあり、其智識と、行狀とを、見まば、富貴なる人も、智識も、開けて、行狀も、亦正し、こと皆少年のとき、能く勉學びさるものなり、又貧賤なる人ハ、智識もなく、行狀も、亦正しからず、これ皆少年のとき、勉學ばざるゆゑなり、

きれば人々、幼少のときより、師の教示ふ、從事して、一身、一家を、立つることを、學ぶべし、

師傅も、父母ふ替りて、兒童を訓誡し、善道ふ進むことを、教ふるものふて、我身ふ、善教と、學術とを、授けて、我資益をなしふ由り、父母ふ等しく、尊敬

して、其恩を忘るべからず、

第九

人も、萬物の靈なれい、禽獸蟲魚と、異なりて、能く眞直に立ちて、歩行し、獸も、能く物を見、香を嗅き、聲を聞き、食を味ふるい、人と同じと雖、其歩行をるゐい、立つこと能ざず、又聲を發すれども、言を出だして、語ることを得ば、人い、能く言を出ざして、意中を、語ることを得、又能く諸物を推考して、物理を解す、是其異なる所なり、

そもこの世界い、全く人の住居をる爲ゐ、神の造りたるものゐて、世界も即人の住所なり、既ゐ人の爲ゐ、此世界を造り、日ゐり、月ゐりて、物を照らし、まと其目を歡ばしむるゐも、地上ゐ、芳草を生じ、梢頭ゐ、美花を開らしむ、人い、食物を須むるものゆゑに、田野に於て、

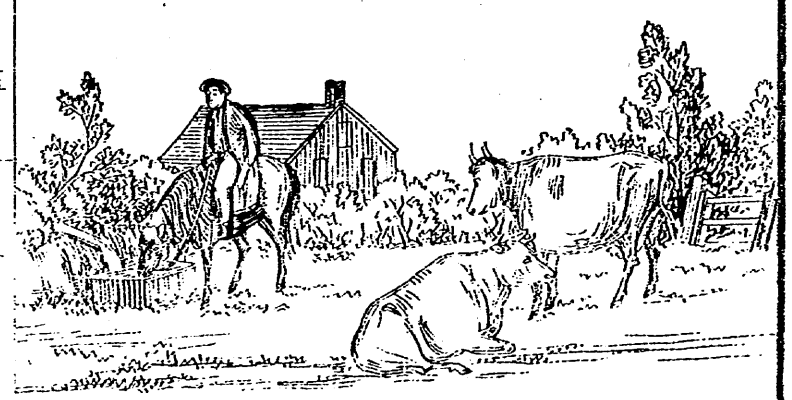

穀物を與へ山林に於て鳥獸を與へ河海に於て、魚類を與ふ、

人は衣服を須むるゆゑに木綿と蠶を生ぜしめ、或は野獸の背に長き毛を生じて衣裳を製ることを得しむ、

人は家屋を造り又諸の器械を須むるゆゑに地中より銅鐵などを出だしてこれを造らしむ凡て人の闕くべからざる物は一しして與へざることなし、

人は好音を好むときは鳥これが爲に歌ひ芳香を好むときは花これが爲に薫じ暑日には雷雨あり炎熱これが爲に去り寒天には薪木あり燒きて以て煖を取るべし、これ皆神の賜ものにして所として有らざるはなし凡此地上及河海の萬物は禽獸蟲魚山林草木の花實に至るまで皆人を養ふが爲に神の與へたるものなり、

神既に此諸物を人に與へて足らざるものなからしむ故に人々慎みて神の賜ものを受け我身の生活を計るべし、

然れども惡心惡行の人は此賜ものを受くること

と能はずして、生涯、貧窮なれば、其安樂を願ふんよりは必勉めて、善を行ふべし、

第十

爰に、二人の童子あり、一人は、手に書を持ちて、ことを讀めり、此童子は、勉強して、能く書を讀むと、見えたり、

其書は、久しく用ひたるものゆゑ、猶新き物

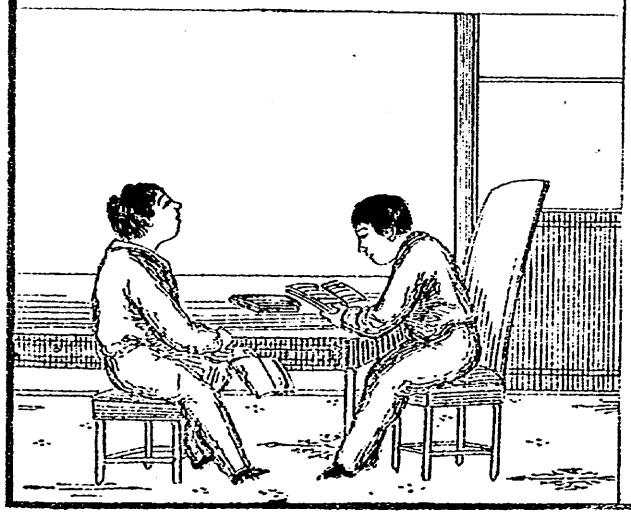

の如し、因りて、此童子は、怠惰ならずして、又書を大切なることを、知れり、

彼は、日々學校に行きて、小學讀本を學び、習ひ得たる所の、章は、能く諳誦して、忘るゝことなかるべし、

今一人の童子は、怠惰のものと、見えたり、何如ばなれば、彼が持ちたる書は、悉汚れ、まゝ所々、裂け破れたるも亦なり、

此童子は、勞して、書を讀むと雖、忘れたる處、數箇條なれば、通して讀むこと能はず、彼は、固、書を好

まざるゆゑに、かく學びざる所を、多く忘るゝなり、

汝も、彼の顔色を見て、書を好まざることを、知るべしや、○彼の顔色は、怠惰なるを表せり、彼もし善良にして、能く書を讀むことを、好まば、其顔色、斯の如くに、見ゆることなし、

善良なる童子は、斯る顔色とも、異にして、必聰敏に、見ゆるものなり、

彼も、能く心を用ゐざるゆゑに、其書も、破れ汚れたり、斯る懶惰のものは、遂に困窮、卑賤の身となるべけれバ、尤誡むべきことならずや、

第十一

昔時、一人の怠惰なるものありて、常に職業をなさず、今これを次の圖に示せり、

此ものは、幼稚のときより、怠惰なるものにて、物事に勉強することなく、己が職とする業を爲ることも、能はず、書も、徒に坐するのみ、或、唯眠るのみ、

彼壯年に至りても、猶少時の怠惰を改むることも、能はず、故に其家貧しくして、衣裳も、帽も、甚古びたり、

彼も、好き衣裳を、好まざるゆゑおらざれども、金なくして、何如ぞ、好き衣裳を、買ふことを得んや、又其業を務めずして、何如ぞ、金を得べけんや、

彼に、家に妻あり、○其妻も、何如ふる衣裳を、着さりし思ふや、必破まさる衣裳を、着さるなるべし、彼も、時として、少しの金を、得ることあり、されど

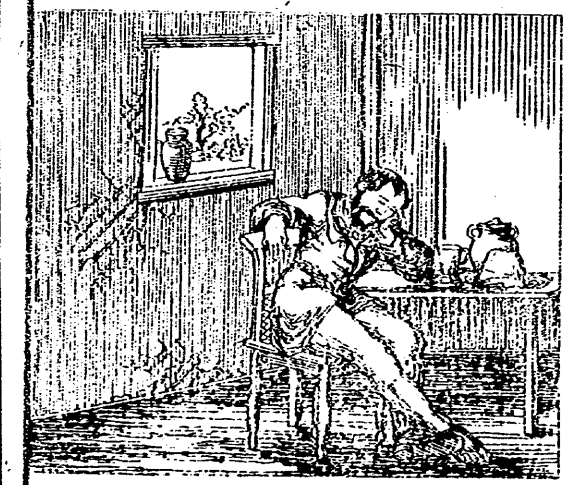

も、此金を以て衣裳ふどを、買ふことふく、即時ふ、其金を、無益に費せり、今その狀を、次に説示をべし、

第十二

此圖も、即前の怠惰ものにして、今日少しの金を得さりされども、平生酒を好むの、癖あるゆゑふ、己の家に、歸らずして、直に酒店に、行きたり、

彼も甚大酒なりて、得さる金の盡るまでも、酒を止むることなし、

彼十分なる酒を飲むときハ、其心狂亂して、暴行をなし、或ハ路傍なる、倒れて前後も、知らぬ眠ることあり、

是故なる時もして少しの金を得ることあれども、飲酒の為なる、これを失ひて衣裳等を求むることを得ぬ、

此怠惰と飲酒とも、極めて惡事なりてこれより、多くの惡業を生ず凡て人も、大飲すれば、翌日身體勞まして、職業をなすこと、能はず、職業をかきれば、金を得ることなし、金を得ることなれば、我日用の品なる、乏しくして、萬事、不自由なる、故に、或惡しき道なりても、金を得んことを、願ひ、屢人を欺くなる、至るものなり、○されば平生、戒むべきハ、怠惰と、飲酒なり、

第十三

既なる前に示しさる、怠惰人ハ、飲酒すること、益、止まぬして、毫も、職業をなぬことなし、稀なる、職業をなさんと、思ふ心の、生ずることも、あれども、幼

少より、懶惰に慣さる、身ゆゑに、其身をも、我心に
從はしむること、能もずして、日々慢遊を事とし、
一錢をも、得ることなし、
然れども、飲酒の心を、止むることを得ず、何如に
もして、金を得て、飲酒せんと思ふ、一念增長して、
終に惡意を生じ、夜々、近傍の家に、忍入り、金銀を
盜取りて、飲酒の料となせり、
斯る惡業をなして、發露せざること、無けれども、遂
に捕られて、獄中に、繫がれたり、
此人、斯く獄中に入りて、藁の上に、居るを以て、

今日に至りても、まだ一
滴の酒をも、得ることを能
はずして、只一人、暗き處
に、坐し、絶て、心を慰むる
ものなし、
既に惡事を、犯したれば、
今更、悔悟をしいへども、
身を救ふの、術なくして、
終に獄中に、死せり、
家にも、妻と、小兒あり、其妻も、何如にして、身を養

ひ、又小兒を育つるや、其次第も、次條に說示べし、

第十四

此獄中に、死したる人の、妻も、貧き家にありて、小兒を育てんとすれども、かねて、一錢の貯蓄もなく、又其夫ハ、惡事をなして、獄中に、死する程の者なれば、村里の人々、これを憐み、助くるものなし、此故に、妻ハ、他人の、衣裳などを、洗ひ、僅に、其日の、活計をなせども、素より、女のこゝろ、多分の金を、得ること、能はず、動もすれば、其小兒を、餓ゑし

むることあるを、如何にとも、なすべきやうなく、日夜悲歎して、居さりゝゝ、終に、其家にも、住み難くなりて、小兒を携へ、故郷を、立ち去れり、

そも、酒も、能く人を、昏迷せしめ、亦人を、狂亂せしむ○人の、困難をも、人の、悲歎するも、人の、爭論するも、又無益の言を、出だすも、道理なき事を、行

ふも、皆酒のなさしむる、惡業なり、

第十五

此圖も、田舍の景色なり、いま畠より、穀物を積みたる、車を、挽きて歸り、家の門に、入らんとす、汝も、此穀物を、何なりと思ふや、○こたも、小麥なり、此穀物も、日に乾かし、穂を打ち落し、實と、藁と、

を別つ、○其のち、磨きて、これを挽き、小麥粉と為し、各家に貯ふ、此小麥粉も、餛飩、索麺等を、製するに、用ゐるものなり、

麥の種類も、小麥、課麥、大麥あり、是等と、稻、豆、稗、粟等を、悉、穀物といふ、穀物と、皆動物の、食と為して、身の養と、なるものなり、

第十六

爰に、一人の男あり、其子兄弟二人を、集めて、種々の、珍しき話を、聞かしむ、

父曰、予前年、此世界を一週せしとき、數多の國々
を到り、種々の物を見たり、一度、甚しき寒國を、到
ることありしが、三個月の間、日光を見ることな
く、其間は、常を、夜なり、此國の住民は、雪又は冰を
以て、家を造り、人も、皆其内を住めり、○兄弟曰、斯
る國も、何處をありや、○父曰、此國も、地球の、南極
と、北極とを、近き處をあり、
父曰、予、其國を於て、一の高山を、見たり、其頂上は、
甚高くして、甚寒し、頂上をあるは雪は、たえて融く
ることなし、人もし、此山を、登るときは、其頂上を、

達せざる前を、凍死を、○兄弟曰、大陽を、何ゆゑを、
其雪を、融ゝさゞるや、
又其處を、夏もあらざ
るや、○父曰、其國も、夏
といへども、我國の寒
中より、尚寒し、又頂を
り、火を噴き出ざを、高
山ありて、噴き出づる
烟も、恰も烟筒の、烟の
ごとし、予、其烟を見し

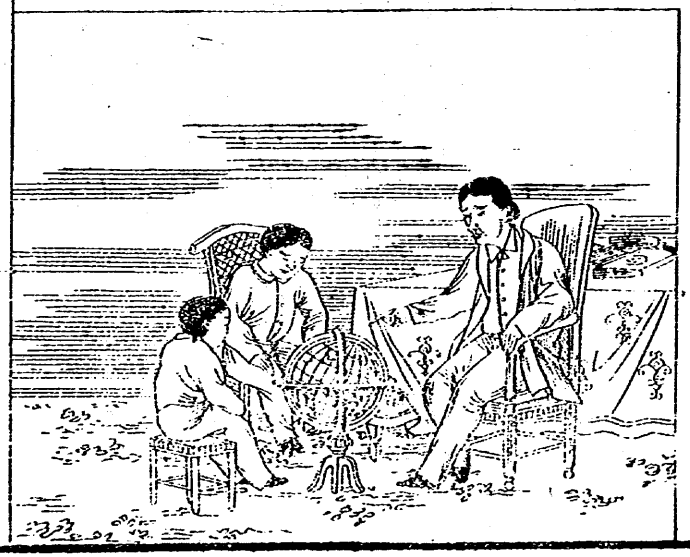

は、我家の烟筒を、集めて、一萬以上は、至らざるべ、かゝる烟も、出でざるべしと、思へり、

此父の話も、甚大なることなれども、決して虚言にあらず、眞實の話なり、

父又曰、予大海を、渡るとき、漁師の、捕へさる、鯨を見さり、此鯨も、殊は大なるものゝ、長さ、凡、十間餘ありて、體の高さ、三間餘あり、數多の漁師も、鯨の脇腹に、穴を穿ち、腹中は入り、桶を擔ひて、其膏を、汲ミ出だせり、

其他、大なる獸類を、數多見たりと、云へり、兄弟の

兒は、喜びて、父の話を聽き居さり、

凡て小兒は、謹て、父母の話を聽くべし、

それ父母の言も、我身は、益ありて、智識を、增し、道理ゝ適ふものなれば、子さるものも、柔順はして、其教は、順ふべしとれ、身を立つるの、基なり、

父母も、我を育て、年も長ド、智慧も、優まれば、其教は、順ふ、ことも、もとよりふて、親の訓誡も、國の制律と、同じく、敬ミ畏まて、假はもこれは背くべからず、

第十七

一女兒、池上に、小き舟を、浮べさり、其舟の帆も、只一張なり、女兒は、此舟に、結付けたる、長き紐を、操きり、これ舟の、遠く流るとも、失えざる為なり、此女兒の、浮べたる舟は、一本の檣あるゆゑに、ボートをスループと云ふ、

凡て舟の檣に、帆を帳り、風を受けて、舟を行るものなり、大海に、浮ぶる、大船も、同ど理なり、又一男兒も、小き舟を、持ちてこれを、池上に、浮べんとす、此舟は、二本の檣ありてこれをスクーネルと云ふ、もし三本の檣あるときは、これをシップと云ふ、

なり、

凡て斯の如き舟を、帆前船といふ、帆を張りて、行るゆゑなり、帆は、麻の、厚き織物にて、造るなり、

船中にて、人のむたらく、處を、甲板といふ、○船の首を、艫といひ、船の後を、舳といひ、右の舷を、面揖といひ、左の舷を、取揖といふ、○船後に、突き出で、水中に、入りたるもの

を、舵といふ、舵は、船の行しべき、方角を、定むるものなり、

第十八

神は、此地球を造り、人民の生活をる為に、用ゐる物をむ、皆此地球上に、生ぜしむれば、人々、其道を盡して、これを求むるとさは、何物にても、得ざることなし、然ども、人々の善惡と、勤怠とに因りて、物を得るとあり、且又人の務に從ひ、物を得るに、差等あり、

今遊戯にのみ、耽りて、少しも、心を、他事に、用ゐざれば、此地球は、徒に遊戯の、場所となるのみ、又財を蓄るにのみ、勞して、心を、他事に、用ゐざれば、此地球は、只財を積むの、場所となるのみ、

もし風車等の、機關を設りて、世間に、利あることを、計るときは、この地球は、種々の機關を、設くべき、場所となれり、

人々、能く心を用ゐて、世間に、利あることを、計るべし、世間に、利ある時は、亦必、我身に、利あるものなり、此の如きときは、此地球を、生じたる、神慮にも、合ふといふべし、

今この圖に畫けるは、富人、多くの貨幣を出だして、衆人に示すに、衆人、これをみて、大ひに感じたる所ふり、蓋此輩は斯る多くの貨幣を得さることなきゆゑなり、此富人は、嘗て學校に入り、多年の間、勉強して、百般の學術を覺え、先きに、種々の機關を、發明して、大に世に、利

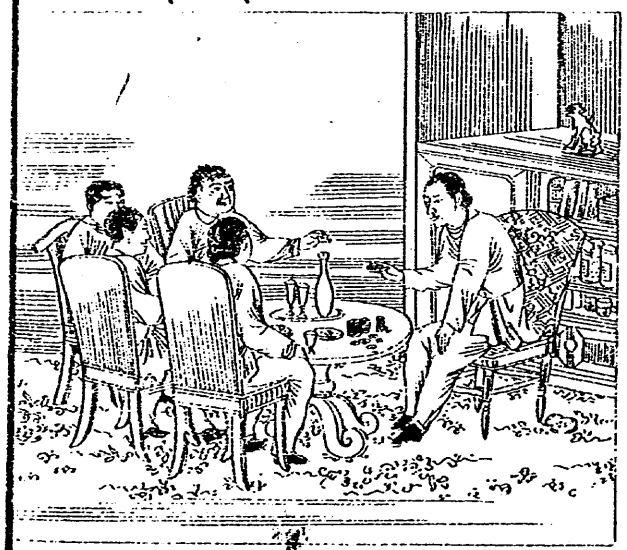

益あることを工夫して、今亦其身も大利を得て、斯る富人となりさるなり、

富人、衆人に告げて曰、夫この地球は大活物にして、勉むべき必其報あらざることなし、人能く勉めて、世に益あることを工夫をるに、苦勞する時は、其報も必大にして、利を得ること多きものなり、もし骨折まどろ、業を爲し、或は只一身に、利あることを勉むべば、其報必小にして、利を得ることも亦少し、予も多年の間、刻苦して、纔に利を得たれども、今に至りて、猶無益に時を費やすこと

なく、亦無益なり、財を費やすことなし、固、自勉て、得さる貨あれハ、皆我有ふして、これを費やすハ、隨意なりと雖、無益なり、費やすも、正道なあらず、若、美服を以て、人なり、驕り、又僅の貨幣を、得るときハ、心なり、怠を生ずるハ、實なり、愚なりして、且、不善あり、

貨幣の、最要用ふるハ、衣服、食糧を購ひ、或、これを貧人なり、與へて、其、饑餓、凍餒を救ふなり、

貨幣を得て、これを惜ミ、貯へ、世間の用なり、供へ、又、貧人なり、與ふることなく、又、我富を以て、他人なり、驕るなどハ、愚なりして、吝なるものあり、人も必、これを憎み、神も必、これを罰せん、

そもそも貨幣ハ、用ある道なり、由り、善きものとなり、又、惡きものとなる、故なり、道の當否なり、從ひ、利害ともなり、此、貨より、起るものあり、

故なり、怠惰なりして、貧賤ふるハ、實なり、恥づべきことなれども、貨のみを、愛着するハ、害の根原なり、人々出精して、其業を勉め、其富を計るべし、既なり、富めるなり、至らバ、これを、世間の用なり、供へて、貧人を救ふを、第一とすべし、

第十九

平生、斷えず、業を勉むるハ、樂しからば、又斷えば、遊戯を事とするも、樂しからば、故ヨ、就業の時間も出精して、業を勵ミ、然る後ハ出遊する時ハ、その樂を覺ゆるものなり、

就業中ヨ、出精せざるときハ、其心ヨ、恥を懷きて、快からば、行の善良ふるも、心の快きを得る、良法なり、怠惰ふるものも、心の快きことなし、何となれば、其行狀の不善なるゆゑヨ、恥づる所あればなり、

一事を成さんとすれば、必其心を放つことなく、一時ヨこれを爲べし、或事業多くして、力ふ餘るくしありとも、怠慢なく、これを勉むれば、必其効ありて、能く成就ば、故ヨ勉むれば、何事も易く、勉めざれば、何事も難し、

書を讀まんとするときヨハ、如何ヨ難き所ヨても、これを止めば、勉強して、得る所あるヨ、あらざれば、他事を、爲ことなれ、縱令力ヨ餘る、箇條ヨても、餘念なし、勉強するときハ、これを、理會せらるゝものなり、

苦なければ、樂あらば、勉強の後ヨ非ざれば、遊歩

も、樂あらば、故に、書を讀む時は、其文を理解して、後に、遊歩をべし、業をおこなふときは、其業を、成就したる後に、休息をべし、然るときは、心に恥づることなきを以て、遊歩も、身の、攝生となるものなり、

抑、恥も、人心に於て、感動の、大なるものなり、恥を知らざるときは、人々、怠慢、放肆なることなし、平生、事を行ひ、業を勉むるに、方りて、我心に、恥づることなからんことを、欲するは、身を守るの、要務なり、今、業を勉めて、就らば、書を學びて、通ぜざるも、大なる恥なり、もしこの恥を知りて、出精勉強するときは、業の就らざることなく、書の通ぜざることなし、

人の、世に生れ來りしも、天工を助けて、國用を資るものなるに、何等の業も、勉めば、國家の益をなさざるものは、自禍を招きて、困窮に陷るべし、此等も、天に恥ぢ、人に恥ぢ、又我心に、恥づること、大なり、

神も、安に、幸福を與べば、人をして、自これを、取らしむるものなれば、唯恥を知りて、能く勉強する者のみ、幸福を得、恥を知らざるものは、幸福を得

ること能はざるものと、知るべし、

第二十

禮は、教化の本にして、人民の惡念を止め、善心を開き、人道を離さしめざるものなれば、須臾も、違ふべからざるものなり、

人性は、本、善なるを以て、辭讓の心を、有せざるものなし、然れども、人欲の、私に由りて、本然の性を失ひ、遂に放肆遊惰のものとなるあり、

人々、幼稚の時より、人欲の私を、克ちて、本然の性を、復るべし、父母に、事ふるときは、孝養をつくし、長上に、事ふるときは、恭順なるべし、兄弟の友愛も、朋友の信義も、親族の協和も、皆禮より、生ずるものなれば、禮は、身を立るの、本なりと、知るべし、

貪欲の念を、肆にすることなれば、忿怒の心を、縱にすることとなれば、貪欲の念、まさに忿怒の心あるときは、事を行ひ、業を務むるに、當りて、正路を得ること能はざるものなり、

そもそも貪欲は、私情の、惑にして、此念を、肆にすることは、遂に、殘暴の行をなすに至る、又忿怒は、一時の狂疾にして、此心を、抑へざるときは、遂に爭鬪

の端を開くに至る、必竟、皆幼稚のときより、辭讓の心を失ふによまり、

古語に、謙は、益を受く、滿は、損を招くといへり、終日、業を務むるぞ、心中に、爽快を覺え、今日遊怠あれば、翌日、繁忙の愁あり、古語にまた、終身、道を讓るとも、百歩を枉げず、終身、畔を讓るとも、一段を失はじといへり、是禮讓の、得ありて、損なきを諭せるものなり、

第二十一

昔、一人の童子あり、天性至孝にして、善く其母に事へ、毫も其命に違ふことなし、母、事を命ずる毎に、直に立ちて、これを行ひ、常に怠らず、

母、嘗て紡絲を繰りて、絲環に、紆ふことなり、其子に命じて、紡絲を手に掛けしむ、童子も、絲を、紆ふるの間過ちて、これを紛亂し、解けざるゆゑ、急に、これを解かんとするに却りて、緒を失へり、

童子、既にして、一の緒を、求め得さるもゆゑに、頻ふ、これを引けば、益固結して、復解くべからざるに至る、因りて、更に狼狽して、一線を斷せり、母これを止めて曰、汝過まり、此の如くする時は、適に其

紛亂を、益そのみ、暫汝が心を靜め、思を平ゝして、正き緒を、求むべし、既ゝ、正き緒を得まゝば、亂れさる絲も、自解くるものなりと、

母、又童子ゝ告げて曰、夫人世の業を務むるハ、猶亂まさる絲を、理むるが如し、是ゝ臨ミ宜しく、汝の終身を、計るべし、世ゝ處し、事ゝ臨ミて、苟私欲、忿怒ゝ惑ひ、己の血氣を、抑へざれば、縱令苦心焦思して、其力を盡すとも、徒ゝ勞して、功なきのみと、

小學讀本卷之三終

K 1165

官版御書籍發兌

芝大神宮前 山中市兵衛

日本橋通二丁目 稻田佐兵衛

横山町一丁目 出雲寺萬次郎